

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、平成24年第1回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。12番、野崎重太君及び13番、阿部義正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 工事請負変更契約の締結について

日程第4 議案第2号 大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

日程第5 議案第3号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第1号工事請負変更契約の締結についてから日程第5、議案第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてまで、3件を一括議題といたします。

○12番（野崎重太君） 議長、会期の日程はきょう一日限りと言ってしまったからそれはいいです。ただ、今きょう我々が議場に来て初めてこの議案を見たんですけども、1号の契約変更だとかそういうのはまだいいとしても、それこそ補正もある中で、議案その

ものが当日の今ここに来てから配付されているからね。それを考えてみてください、賛成してくださいといったってそうはいかない。いつもだともう議案は何日か前に、定例会のときは議案思考日設けてやっているわけ。今回はそういうこともなく、急遽ここに来たというふうなね。さっき聞いたら、議運のほうでも来なかったからどうのこうのって言っているけれども、当局もたるんでいます、正直言って。特に当日、この日に議案出したということはない。前もって1日でも2日でも前もってね、早く議案を配付して皆さん議員方に、そして納得できるような方向づけさせるような、そういう大槌行政のやり方であってほしいという意味から私言っているんです。この前も、この基本計画のときもそうでしたよ、私は異議はあったけども、あれは前と改正後と二つ並べて物言うんですよ。それを改正後だけのことで説明したんでしょう。我々は全員協議会で知っているからいいけども、本会議というのはそういうものではないですよ。前のを言いながら後の改正も言うんだというのがこれが本会議のルールですからね。これからはちゃんと物言えばうるせえって言うかもしれないけども、そういうことを踏まえながらこれからの行政も議会もやってほしいという意味で私は今、意見です。そういうこと、終わり。

○議長（阿部六平君） 進行します。

日程第3、議案1号工事請負変更契約の締結についてから日程第5、議案第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてまで3件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。先ほど野崎議員の方から議案提案について、大変申しわけございませんでした。きちんとこれからは対応いたします。

それでは議案3件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第1号工事請負変更契約の締結については、平成23年大槌町議会第2回定例会において6月15日に議決を経た沢山地区瓦れき集積場整備工事請負契約について、岩手県に委託した瓦れき処理方法の確定に伴い、路盤工、遮水シート張工等の面積が当初予定をした規模より少なくなったことから契約額を減額変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、東日本大震災津波により大槌浄化センター建設工事現場を含む広範囲に甚大な被害を受け、既存の下水道計画による事業継続が困難であることから、建設工事委託に関する基本協定の一部を変更して建設工事を中止するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、東日本大震災津波復興基金市町村交付金の交付に伴う歳入、仮設庁舎財産取得に伴う予算措置等による補正を行うもので、補正追加額は31億1,244万円で歳入歳出総額は261億4,009万6,000円となり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

○

日程第3 議案第1号 工事請負変更契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第1号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容の説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 契約の目的なのですが、沢山地区瓦れき集積場整備工事です。

2、契約の相手方 上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地 松村建設株式会社
代表取締役社長 天満昭広。

3、変更の内容 契約金額、変更前5億7,750万円、変更後4億7,272万6,800円です。
次のページをめくります。

工事概要及び契約経緯についてご説明いたします。

工事名はそのとおりです。

工事場所は沢山地区。

工期、変更前 平成23年6月20日から平成23年11月16日。変更後 平成23年6月20日から平成24年1月27日まで。変更理由 岩手県発注の災害廃棄物集積場における二次分別を担う業者が選定され、集積場の造成について協議等の必要が生じ、工事の一時中止を行ったことにより工期の変更となりました。

工事請負業者 松村建設株式会社。

工事概要の変更です。遮水シート張工、9万5,000平米が7万9,340平米で1万5,660平米の減となります。路床工、1万9,000平米、変更後1万5,870平米、減が3,130平米になります。路盤工、9万5,000平米、変更後1万5,870平米、6万6,370平米の減となります。仮囲い、1,530メートルが変更後1,647メートル、117メートルの増となります。ゲート工、当初ゼロ、変更後1基。

変更の仮契約日は、平成24年1月6日となっております。

請負額、変更前5億7,750万円が変更後4億7,272万6,800円、1億477万3,200円の減となっております。

変更理由については先ほども申し上げましたとおり、委託した岩手県の分別等の業務委託について10月の中ごろ契約予定でしたが、実は暴力団関係の排除関係です。全市町村、県が精査しまして、それで契約が11月過ぎ、12月の初めに変わりました。その間、県で委託すべき業務内容、町で発注している内容精査、要するに町で分担すべきところと県がやるべき部分が大分重複した部分がありまして、減額等が生じたと言えます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎君。

○12番（野崎重太君） 今、内容は課長さんのほうから説明を聞いてわかりました。ただその中で今60何人ぐらい雇用ということで、そろそろ仕事も始まるようではけれども、2年間あるいは3年間というようなそういうような最初の計画でありましたけれども、こういうことになったことによって、年数的というんだか、日数的というんだか、もう少し仕事が早くあがるとかそういうことは関連があるんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実際、県に委託している分別等の委託について、今現在募集、業者のほうから聞いているのは、全部で86名採用になっていると。ただ、今後ともまだ引き続き進めたい。ただ、ハローワークを通すとなかなか集まらないということで、業者さん等は各個別にお願いして採用している状況と聞いております。

そして、今後の処理状況なんですが、やはり人的なものもありますけれども、やっぱり設備等で段取り作業等始まれば、いろいろ工夫とか出てくればやはり工期短縮というか、それを目指してスピード感を持って町長も言っていますけれども、それでやりながらいろいろ工夫しながら工期は短縮していきたいなと思っています。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

- 12番（野崎重太君） 短縮はわかった。例えば2年なら2年という一応の目安はあったんだけど、それが例えば1年半になるとかそういうところはまだわからないですか。
- 議長（阿部六平君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（土橋清一君） 実際、今1回目の発注になりました。以後2回目があると思いますけれども、今の予定ですと26年の3月の完成を目指しております。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） この場所、工事についてちょっとどこから聞いたらいいのか、業者のほうに直接言ったほうがいいような気もするんですけども、周り塀でずっと囲んでいまして、今度そこで60何人雇用ということなんですが、ゲートも1カ所だけということで、そこで浸水等何かあった場合はちょっとやっぱり後ろのほうにはしごをかけて逃げるようにするとか、そういう安全対策もちょっと町のほうでやったらどうかなどと思いますが。
- 議長（阿部六平君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（土橋清一君） 確かに3メートルほどの高さの仮囲いしています。1カ所今回変更というので1カ所ふやしましたけれども、やはり囲われている中で海のほうからいろいろ有事があれば逃げるところがないということで、岩手県と協議して設置するようお願いします。
- 議長（阿部六平君） 金崎君。
- 9番（金崎悟朗君） この瓦れき処理の可燃物の処理について、しつこいようだけれども、この処理、大槌町のほうから処理を例えば県外へ運搬してやってくれるところが、あちこちで話になっていますけれども、それについてはどうなっていますか。
- 議長（阿部六平君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（土橋清一君） 町で今お願いしているのは、一関組合の大東清掃センター、あとは盛岡市は環境組合、あと三菱マテリアルというところに運搬、排出する予定でいます。
- 議長（阿部六平君） 金崎君。
- 9番（金崎悟朗君） それはその期間中に、例えば26年までに終わらせると。それについて簡単に日にちは大体それくらいまでと設定はしているとは思いますが、何回も言うようだけれども、できる限りならば自分たちの町で出た瓦れきについては、やっぱり燃やせるものは自分たちの町で燃やして処理できないものなのか。せっかく煙突解

体だとか話は出ているけれども、やはりあそこの焼却炉が煙みたいなのが出てきて、水蒸気が出るということで、恐らく生ごみを燃やさない限りは、臭気についてもそんなに負担にならないと思うんですよ。できるものなら、一日でも早く瓦れき処理について考えるものならば、自分たちの町でできるものであれば、釜石も動かすのならば大槌も再度また、瓦れきの処理について可燃物は三枚堂の焼却場を使ったほうがいいんじゃないか。しつこいようですけども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今回の瓦れきで再利用可能なもの、コンクリートとか鉄くず類は売却できます。それから、土砂類についても今、分別の状態ですけれども、今度仕分けすればやはり町内の例えば盛り土の部分に再利用するとか、まあいろいろ町外に搬出しなきゃならないのはありますけれども、極力今回の事業の中で再利用できるものはしたいなと思っています。ただ、焼却場ということについてはちょっと私の範囲ではないので、すみませんが。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 金崎議員さんがおっしゃるのもわかります。ただ、今までの過程の中では、あそこは再開は無理だということになっております。単純に木材を燃すようなわけにはいかないということもありまして、瓦れきの中にはアスベストとかいろんなものがありますので、焼却炉の性能にもよるといふふうに思いますが、確かに地元で出た瓦れきは地元という、それもそのとおりでございますので、そういうことの結論で前の補正予算で煙突の解体をご承認いただいておりますが、いずれそれも発注の予定もあります。ちょっと回答があれなんですけど、難しい状況であるというふうなことです。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 初歩的なことをお尋ねしますが、結局県に委託したわけだね、大槌町が。そうすると、委託するような条件があるわけだね。最終的にはどのぐらいの雇用を見込んでいるの。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今回の契約前にいろいろ提案があったのを、普通の入札でなく提案型で選ばれた業者なんですけど、その中では150人という目標が書いてありました。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 私が言うまでもなく、震災時の要するに景気浮揚というそういう側面もありますしね、それで、たまには黄川田先生といろいろ話するんですがね、うまく地域のそういう雇用とか、そういう結びつけるようなやり方をすればいいかなという、当然そうですけどね。

海の場合、瓦れき処理の場合に1万2,000何ぼ、芳賀さんにピンはねしたらだめだと私言ったけどね、それで1万2,000何ぼもらって、家族みんな総出で頑張ったというね、そういういい話も聞こえてきているわけですが。それで小さい町内の業者の経営者と話すと、風船という言葉聞いたんですよ。大槌でやったら風船だって。何のことかと思っただらば、何かこうおらほうで実際は10人ぐらいしか行っていないんだけど、15人行っているとか16人行っているというようなね、そういう水増しだな、そういうよくない話も聞こえたりね。それで、いろいろ何か若い人たちは、またパチンコ屋がオープンして毎日大入りで。あの人たちが一生懸命頑張ればいいんだがなあと思って見ているんですがね。それで、県に委託する場合に労務費というのがあるわけですよ。それ1人どのぐらい見込んで委託しているんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 直接は聞いていないんですけども、雇用するに当たってチラシの中身ちらっと見せられたんですが、8,500円くらいだったかなと思いました。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 大槌町が県に委託する場合に、労務費を何ぼで見込んでやっているかということね。それで今はいろいろ山田の例だとか、釜石だとか、今調べています、全部。沿岸の労務費を。そういうことでやっぱり若い人たちが働けるようなそういう条件づくりというのかな、町が委託したからいいんでなくてね。でないと、せっかくこういう多額の要するにお金を投資しても、それがさっぱり町民に反映されないというのかな、そういうことを私いろんな町民の方々の代弁も含めてこれは言っているんですけども。町長さん、どうですか。

チラシを見ましたよ。各仮設に運んできたね、配布した。だから漁協の場合は海が1万2,000何ぼも来ているというのに、それも国から来た金だと思うんだけど、おかのほうの瓦れき処理には何ぼ来ているのかなと、簡単に言えば。だって委託しているんだもの、わかるでしょ。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 契約上、普通作業員、軽作業員、それと監督する担当とかいろいろあると思いますけれども、一般の普通作業員、軽作業員といいますと、大体、記憶ですけども1万2,000円くらいが設計上の額です。ただ、その中にはいろんな経費も入りますけれども、当然雇えば雇用保険とか健康保険とかいろんなのが入って、差引かれた値段がその値段ですので、適正かなと。普通の単価でないかなと思います。

（「3回だから、あと全員協議会だから」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第1号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第2号 大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第2号大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 1、協定の目的 大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事。

2、協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号 日本下水道事業団 理事長谷戸善彦です。

3、変更内容 協定金額変更前5億5,400万円、変更後1億8,680万円です。

次のページをお願いします。参考資料になります。

1、予定期間 変更前平成21年度着手、平成25年度完成。変更後平成21年度着手、平成23年度完成です。

2、委託の範囲 終末処理場 変更前は一式です。変更後は右端に書かれている一部のみ工事施工しまして、その他すべて中止になります。

次のページをお願いします。図面です。

慣例でいきますと赤囲いが平成21から22年度工事、緑が平成22から23年度工事です。ここの段階で被災を受けましたので、以後の機械、電気設備については中止ということになります。

今後の分ですが、一応今までは処理能力は2,300トンありました。それで今回の増設工事では1,200トンふやそうということでしたけれども、水洗化人口が減となったことによって今の既存の施設で対応可能と考えております。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第2号大槌町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第3号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第3号、平成23年度一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1,448万1,000円は、仮庁舎プレハブ購入費に対する3分の1の震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額2,896万3,000円は、仮庁舎プレハブ購入費に対する3分の2の市町村行政機能応急復旧補助金であります。

14款県支出金 2 項県補助金、補正額30億6,899万6,000円は、国の第3次補正によって県が設置した東日本大震災津波復興基金からの市町村交付金であります。

2 ページをお願いします。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額31億1,244万円は、仮設庁舎プレハブ購入費及び東日本大震災津波復興基金交付金をふるさとづくり基金に積み立てるものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

歳入を一括審議します。（「なし」の声あり）

歳出。金崎悟朗君。

○9 番（金崎悟朗君） この間、議運のときに聞きましたけれども、プレハブの購入について若干質問いたします。このプレハブを買うのか買わないのか。これを実際何に使うか恐らく何も検討なしで買って、この大きい建物をどこかにただ野積みするわけでもないと思うので、買うという限りは何かを使うという目的のものがあると思いますが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） そのとおりです。今、大小のほう改修に入っています。庁舎はいずれそちらに移ります。この今いる庁舎のほうどうするかという話あったんですが、当初はリースでいいと。2年たったら返すという話なんですけど……

○議長（阿部六平君） ゆっくりはっきり言ってください。みんな聞こえない。

○財政課長（澤舘和彦君） 買うか買わないか今ずっと考えてきたんですが、リースでやると、この4月以降は補助対象から外れてくる。そうすると1カ月百二、三十万円かかります。その分については完全に負担しなければならない、そういったこともあります。それから一たん買ってしまえば、また先ほどの話なんです。その残ったものをそのままどうするかという話になって。庁舎を移ってしまったらあとその跡をどうするかという話になるんですが、いろんなその作業場の部分に使える、漁業者であろうと農業者であろうと、いろんな部分で作業場として必要なところもある。適当なスペースで囲われたものですから。ただ、そういった作業で使えるものであれば買ったほうがいい。今回であれば、裏財はあるんです。3分の2は補助ですし、3分の1は特交ということで、それは満額で一般財源の持ち出しなしで買える。これはちょっと都合のいい話でですね、

今の庁舎も買ってもらって、今の大小を直す分も見てもらおう。両方、お願いはしているんですが、ただ、それを国のほうで認めてくれるのであれば、あとの利用さえ考えれば買ったほうがいいのかなどということでも今回の補正です。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） 仮設の庁舎を利用するというので今いろんな作業に使えるんじゃないかと、それは確かにそのとおりだと思います。ただ、何に使うかわからないという今の時点ではですよ。ただ、その国の中では1,000兆円の累積赤字でどんどんふえている。復興大臣が言ったことは、例えば山を削ってそこに住宅を移転するのにも全額持ちますよと。ただコストは下げるなど。そこはみんな聞いてると思います。今私が言いたいのは、何に使うかという目的がないままに買っておいでも何にもならないと思うんです。結局今これを買っておいで、確かに補助もこれに載っているとおり、何ぼも負担がない。でも買っておいで今これをすぐ終わったら何にか使うと、それがわかって買っておいでくんならいいんです。ただやみくもにそういう国から特交、そういうものが来るから買うんだと、そして何かに使うときになったらそれを出す。野ざらしにしておくんだからさ。体育館の中に置くわけでもないし。それが当然風雨にさらされて、物も、仮設っていうもののやっぱり傷んでくると思うんです。だから、何に使うのか。私とすれば、それは無駄な経費でないかなと。そう思うんですが、どうですか、財政課は。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） 確かに国全体で考えればそういったコストなり、無駄なことは省いていかなきゃならない。当然それは自分に返ってくるわけですから。回って自分に返ってくるわけなんですけど、ただ、今うちのほうでもまだ寺野にあったテントなんかも払い下げします。そうするとやっぱり欲しいということで来るんですね。いろんなほうから来ます。大工さんとかいろんなところから、いろんなほうから来るんです。やっぱり欲しいということでね。そういったそういう状況の中で、いろんなものがなくなっていく。そういったことであるなら持っていれば、当然、売りませんかと来たところには出せるわけです。例えば、新たにその作業場なり何なりを国費なり町費なりかけてやれば、それだけ金かかりますね。同じことなんです。だからそういうもので、例えばうちのほうでそれ持ってますよと、だから必要な人はないですかと。そしたらそこさやれる。そしたらその分には金かかんないわけですから。全体で見れば同じことかなというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） まあ、答弁聞いていて、いかにもそういうところもある。ただ、ここで言いたいのは、この仮設に4,300万円の金をつぎ込むと、そこまで考えがあるんなら、本県でやっている県の事業、国でやっているこの仮設住宅、仮設住宅を建てるためにいろんな人たちが協力しているわけだ、町で。その人たちが1坪5円の単価で田んぼを貸してるということ自体が、そもそもこういうことから見たら考えられないんだよね。そういう人たちがやっぱりこういうので金を出してこういう仮設のハウスを買って、仮設庁舎を買って、何か産業とかいろんなのに何かのときには使えるんだというので貸すんだと。確かにそうですよ。そのくらいの考えがあるんなら、仮設住宅建てている土地を貸してる賃貸契約に、やっぱり幾分かの補助をやるべきだと思うよ。あそこの貸店舗とか、沢山の瓦れき処理の営屯地とか。あとこの48カ所のおかげさんでそのハウスさも入ってるけども、そういう人たちに、貸している人たちにやっぱり行政は温かい手を差し伸べても当たり前だと思うわけ。最近では、町の中でも駐車場のところにも何だかんだある。結構出て来てるんだよ、あちこちからさ。何で役所で屋敷ただで貸せてよ。おらのうち流されて大変なのに、何で駐車場使うのにただで貸さなくてないの。役所の人たちに直接言わない人もいますよ。ただ、そういう話、我々に流れてくる。せめて私が言いたいのは、この仮設庁舎買うのはまあ、そういうようなのに使うには当然便利だとは思いますが。ただ、それについてもやっぱりこの大槌町48カ所もの仮設住宅を建てて、それに山とか畑とか田んぼを貸している人、1反歩の田んぼからとれないとれないってもう米8俵とれるんです。昔の話で。それが今10俵とれるとしても、内陸は16俵もとれるかも、10俵とれたその金額、また減反してれば減反してるたびに例えば大豆まくにしても小豆まくにしろ、そこから収益があるんですよ。その休んでる分、国で金出すと、そのほかに小豆とれば小豆の金も入る。そういうところに例えば放棄地であろうとね、田んぼを1反つぶしたらまた田んぼにするの、これ至難のわざだと思いますよ。そこを、1坪5円で虫のいい話だよ。県とか国でやっているといったってさ、やっぱりそこは町長の本当の温かい気持ちがあるならやっぱり町民に伝えて、その貸している人たちにある程度補助金を出して一般会計からちょっとこう鉛筆をなめる程度にして、助ける方法を考えていただきたい。これだけは恐らくここいる議員、大体みんなそう思うと思いますよ。そういうわけです。町長さん、どうですか、答弁。町長さんから聞きたいから。

○副町長（佐々木 彰君） まず、今の金崎議員さんのおっしゃる土地代についてと今補

正予算にあります仮設は、これは残念ながら流用できない行政の中でありますので、それはまた別個に考えたいと思います。

仮設のほうをまず言いますと、それについては産業振興とも議論した結果、具体的にここにということではないけども、主に水産関係で加工場といいますか、ワカメとかなんかいろんな部分で需要がある、需要があるというか必要があるという形で、それではまあ全国的に考えれば無駄とかなんとかということになるかどうかは別にしても、大槌町の産業振興を考えた場合、必要だろうということで今回こういう形をお願いをしているということでございます。

それからもう一つの家賃については、これまた別の話ですが、何か方法があるんじゃないかという点については検討していきたいというふうに考えております。

○9番（金崎悟朗君） 特段の配慮をよろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 私もですが、議運では産業用という説明だったので、あとで何に使うのかなと思って、今説明されて水産関係の加工場ですか、無償で提供するわけですか。（「無償です」の声あり）

それで、例えば今小学校の改修やっているんですが、あれも当初は町長の説明だと2億円ぐらいというお話だったんですね。それが結局6億円になったでしょ。ところが、平時で6億円の額といったらば、町の予算の6億円といったらとんでもない額なんですよ。まあ、それはかかるのはしょうがないですけどね。だから、何というかトイレだとか水回りだけはちゃんとしないとまくなと思うんですが、努めて余り金をかけないような形でやっていかないと、結局何百億の予算も本当の復興に結びつかない予算になっていくんじゃないかなという心配をしてるわけです。ただ、きょうも午後水産関係の漁協の関係の話があるみたいですけども、何か特定の産業にだけ目を向けるのかな。これは午後、これから全員協議会の中でいろいろ話ししたいなあと思っておりますけどね。だから努めてプレハブなんかはもう終わったらお返しして、お金かけないようにしたほうがいいと思うんです。ただ積んでいたら腐るだけだから。できるだけ予算を大事に使ってもらいたいというのが本心ですけどもね。説明いいです。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 買い取って、町で買い取れば利用は別に自由ですよ、制限はないですよ。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 買い取った場合ですが、譲渡はできないということになっています。国の補助金が入っているということで、貸すことは可能。譲渡はできないということになっています。（「議長、1回しか言ってないからもう1回言います」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） ましてプレハブね、海辺に持って行ってください。すぐ腐ってしまう、さびて。その辺も考えたほうがいいと思います。以上。

○議長（阿部六平君） 答弁はいいですか。

○10番（後藤高明君） 要らないです。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） さっきの金崎議員の続きの話になります。それで、町長の前向きという言葉でしたね。まあ補助的に言いますけども、じゃあ3月11日の災害時、田んぼを持っていた方々、どういう行動を起こしたか。つまり、自分たちが蓄えていた米を出したんですよ。そのほかに土地も提供した。そこまでやったところに単価的に安い契約、これはちょっとと思っておりましたらば、やるという話で進んでいくと思いますが、まずそれにかけてこのふるさとづくり基金というのはいろんな面に、じゃあ金の出どころという話、そういう方たちにここから出してもだれも文句は言わないと思いますが、そのためには、やっぱりあのときの米の出どころはどこだ、あの家にはどこから出たんだ、本当に在の人たちに本来であればですよ、町自体が感謝の一つも言わなくちゃならないんじゃないか。議員たちも行って、ご苦労さまでした、ありがとうございますというのを、これも現実におくれているんでないかという気持ちもあります。その中で、じゃあそれに対する気持ちというのでこの基金なるものが来たということで出してやりますとか、その方向づけを出してもらったんで、確認のためですけども、再度そこに恩寵なるものをつけ加えますよとお言葉をいただければ、私はもう在のほうに行きまして、悟朗先生も言いましたと。それをあのとき米を出してよかった、提供してよかったという、大槌町の大事な米どころをつぶしたのも事実です。そこを踏まえてよろしくお願ひいたします。ご答弁、やりますよと一言でよろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 交付金、基金については、これは何に使ってもいいというこ

とでもないようで、目的も恐らく用途のあれもありますが、いずれ先ほど答弁しましたように、あれは十分わかりますので、どういう形がいいのかについては検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） その検討を、検討ということはいつもどんぶらこって流れていくのがありますけども、まず前にいくということで、恐らく金崎悟朗議員はすぐ在のほうに走ると思いますので、そのもとでやっていくようお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 仮設の建物から土地の価格まで話は飛んでいきましたけれども、3月11日のあの東日本大震災でこれだけのダメージを受けたときに、例えば地主の人たちが土地が何ぼでなければ貸しませんよとか、そういう話はだれも言いませんでしたよ、正直言って。どうぞ自分の田を使ってください、土地を使ってくださいという、そういう思いで借りた土地なんです。ただ、そういうことに対して後で何か終わったときにあるかもしれないけれども、こういうところがたがた騒いで、あれさ何ぼ取られた、米何ぼ取ったとかそんな話は、おれはできるもんならば差し控えてもらいたい。そういう地主たちの気持ちがパーになってしまう。我々、何も金欲しくて土地貸したんじゃないよ、そういう人もいるんだよ、そういうことも踏まえながら、本当に大槌町の復興に行くにはどうしていくかということで考えていけば、最後に仮設が終わって返すときは、それだけの何かしら議長さんが自分の山を寄附するかもしれないし、何かするかもしれないけども、そういう思いで当時のことを思い浮かべながらこれから進んでいくべきだと私は思います。終わり。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 簡単な質問ですけれども、今回のふるさとづくり基金に30億9,700万円ですか、これを積み立てると合計で幾らになるのか、その辺お伺いしたい。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 数字はちょっと持っていなかったんですが、寄附金とかそっちのほうもあります。そのほうが大体1億8,000万円ぐらいあります。そういったこともありますので、三十二、三億円かなというところになります。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） この基金の使い道というか、その辺での話になりますが、これか

ら実施計画をつくるわけですが、その計画はこの段階でどれぐらい復興のためにこの基金を利用できるのか、そこを確認しておきます。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 30億円というか、今これはふるさとづくり基金に積んでいますが、復興事業の関係に関しては、交付金とか、国のほうの事業で、多分ハード的な部分はやれると思うんです。その30億円に関しては、それ以外の生活者、被災者の支援とか、それから慰霊祭とかそういった部分の事業とか、そういった部分に使えるということになっています。そのハード的な分はできるだけ交付金事業のほうで、これはそれに使えないような部分に充てていきたいなというふうに考えています。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時52分

上記平成24年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員